

2025年3月24日

株主の皆様へ

三井倉庫ホールディングス株式会社

株式分割に関するよくあるご質問

当社は、2025年3月24日開催の取締役会において株式分割を決議いたしました。

株式分割につきまして、株主様により深くご理解いただくため、「株式分割に関するよくあるご質問」をご用意いたしました。

Q1. 株式分割を実施する理由は何ですか？

株式分割を実施し、投資単位当たりの金額を引き下げて、より投資しやすい環境を整備することにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

Q2. 資産の価値に影響を与えないのですか？

株式分割の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主様がお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。

保有する株式の数は3倍に増加しますが、1株当たりの純資産額は3分の1に減少します。

Q3. 株式分割により、2025年3月期の期末配当に影響はありますか？

2025年3月31日を基準日とする2025年3月期の期末配当は、株式分割の効力発生日(2025年5月1日)前の株式に対する配当金ですので、今回の分割による影響はありません。

Q4. 所有株式数が増加するので、受け取ることができる配当金も増加しますか？

ご所有の株式数は3倍になりますが、1株当たりの配当金は従来 $\frac{1}{3}$ 程度となる予定です。今後の業績変動など他の要因を除いて、お受け取りになる配当金の総額に本分割が影響を与えることはございません。

Q5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

株主様が当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はございませんが、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

【単元未満株式の取扱い】

株式分割後の100株未満の株式は「単元未満株式」となります。単元未満株式と単元株式との間の大きな相違点は、単元未満株式については、取引所市場で売買できないこと、及び株主総会での議決権がないことです。単元未満株式についても、引き続き株式を所有し続けること及び

配当金をお受け取りいただくことは可能です。

また、会社法第192条第1項の規定に基づき、株主様が所有する単元未満株式を買い取ることを当社に対し請求できる、いわゆる単元未満株式の買取制度をご利用いただくことができます。

具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座で株式をご所有の株主様は、口座をお持ちの証券会社へお問い合わせください。

なお、単元未満株式をご所有でない株主様は、当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

Q6. 株式の売買停止期間はありますか？

単元未満株式の買取・買増を除き、売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の株価・所有株式数でのお取引は2025年4月25日(金曜日)までとなります。4月28日(月曜日)からは調整後の株価及び新しい所有株式数でのお取引となります。

Q7. 最低投資金額への影響はありますか？

最低投資金額は、理論上3分の1となります。

(ご参考) 株式分割前の当社株価が8,100円である場合の試算

株式分割前の最低投資金額 810,000円(株価×単元株数)

株式分割後の最低投資金額 2,700円(株価) × 100株(単元株式数) = 270,000円

Q8. 所有している株式数と議決権はどのようになりますか？

個々の株主様の株式分割後のご所有株式数は2025年4月30日時点の株主名簿に記録された株式数に3を乗じた株式数となります。また、議決権数は株式分割後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式分割の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

	株式分割の効力発生前			株式分割の効力発生後		
	所有株式数	うち、単元 未満株式数	議決権数	所有株式数	うち、単元 未満株式数	議決権数
例①	100株	—	1個	300株	—	3個
例②	30株	30株	—	90株	90株	—
例③	60株	60株	—	180株	80株	1個

・例①に該当する株主様は、特段の手続きの必要はありません。

・例②及び③に該当する株主様は、単元未満株式を所有されております。単元未満株式については、そのまま所有いただくことも可能であり、株式数に応じた配当金をお受け取りいただけますが、単元未満株式については株主総会の議決権がありません。また、ご希望により単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。

Q9. 株式分割のスケジュールを教えてくださいか？

2025年3月24日(月曜日) 取締役会決議日

2025年4月25日(金曜日) 現在の株価・所有株式数での当社株式売買の最終日

2025年4月30日(水曜日) 株式分割の基準日

2025年5月1日(木曜日) 株式分割の効力発生日

◆株式分割に関するお問い合わせ先◆

本分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

＜株主名簿管理人の口座管理機関＞

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話:0120(782)031

(午前9時から午後5時まで。土・日・祝日等を除く。)